

分類地目	用途分類			
田	水田			
畑	畑、果樹園、採草地、養鶏（牛、豚）場			
山林	樹林地			
水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
その他の自然地	原野・牧野、荒地（注1）、低湿地、河川敷・河原、湖岸			
住宅用地	建物用途の5～9	5. 住宅	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	
		6. 共同住宅	アパート、マンション、長屋、寮	
		7. 店舗等併用住宅	住宅（5.住宅）と商業施設等（1.業務施設、2.商業施設、3.宿泊施設、4.商業系用途複合施設、10.官公庁施設、11.文教厚生施設）の併用	
		8. 店舗等併用共同住宅	住宅（6.共同住宅）と商業施設等（1.業務施設、2.商業施設、3.宿泊施設、4.商業系用途複合施設、10.官公庁施設、11.文教厚生施設）の併用	
		9. 作業所併用住宅	住宅（5.住宅、6.共同住宅）と工業系用途（13.工場）の併用	
商業用地	建物用途の1～4	1. 業務施設	事務所、銀行、郵便局、電話局、民間研究所・研修所・会議場、住宅展示場	
		2. 商業施設	(1) 商業施設	百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、飲食店、喫茶店、理容店、美容院、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、インターネットカフェ、その他のサービス施設
			(2) 遊戯・娯楽施設	ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、カラオケボックス、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、キャバレー、クラブ、バー、料理店
		3. 宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル、モーテル	
4. 商業系用途複合施設	商業系用途（1.業務施設、2.商業施設、3.宿泊施設）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			
工業用地	建物用途の13	13. 工場	(1) 重工業施設	危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
			(2) 軽工業施設	原動機を使用する150㎡を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
			(3) サービス工業施設	原動機を使用する50㎡を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
			(4) 家内工業施設	50㎡以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等
			(5) 自動車修理工場	自動車修理工場
農林漁業施設用地	建物用途の14	14. 農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場	
公益施設用地	建物用途の10、11、15	10. 官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所、運転免許センター	
		11. 文教厚生施設	(1) 教育施設1	大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所
			(2) 教育施設2	小・中・高等学校、幼稚園、児童福祉施設
			(3) 文化施設	図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園
			(4) 体育施設	体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
			(5) 医療施設	病院
			(6) 福祉医療施設	診療所、老人福祉施設、介護福祉施設、公衆浴場・便所
(7) 宗教施設	神社、寺院、教会			
15. 供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設			
道路用地	道路、駅前広場			
交通施設用地	建物用途の12	12. 運輸倉庫施設	(1) 交通施設	駅舎、電車庫、バスターミナル、港湾・空港施設
			(2) 流通施設	卸売市場、倉庫、トラックターミナル
			(3) 駐車施設	立体駐車場、駐輪施設
公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園			
その他の公的施設用地	建物用途の16	16. 防衛施設	防衛施設	
その他の空地①	ゴルフ場			
その他の空地②	太陽光発電システムを直接整備している土地			
その他の空地③	平面駐車場			
その他の空地④	その他の空地①～③以外の都市的土地利用			
	（建物跡地、資材置置場、改変工事中の土地、のり面（道路、造成地等の主利用に含まれないのり面））			

注1）耕作放棄地等、自然的状況の荒地地

建物用途別表

用途分類	細分類	例
1. 業務施設	—	事務所、銀行、郵便局、電話局、民間研究所・研修所・会議場、住宅展示場
2. 商業施設	(1) 商業施設	百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、飲食店、喫茶店、理容店、美容院、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、インターネットカフェ、その他のサービス施設
	(2) 遊戯・娯楽施設	ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、カラオケボックス、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、キャバレー、クラブ、バー、料理店
3. 宿泊施設	—	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル、モーテル
4. 商業系用途複合施設	—	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4 に満たないもの
5. 住宅	—	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	—	アパート、マンション、長屋、寮
7. 店舗等併用住宅	—	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	—	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	—	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	—	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所、運転免許センター
11. 文教厚生施設	(1) 教育施設 1	大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所
	(2) 教育施設 2	小・中・高等学校、幼稚園、児童福祉施設
	(3) 文化施設	図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園
	(4) 体育施設	体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
	(5) 医療施設	病院
	(6) 福祉医療施設	診療所、老人福祉施設、介護福祉施設、公衆浴場・便所
	(7) 宗教施設	神社、寺院、教会
12. 運輸倉庫施設	(1) 交通施設	駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設
	(2) 流通施設	卸売市場、倉庫、トラックターミナル
	(3) 駐車施設	立体駐車場、駐輪施設
13. 工場	(1) 重工業施設	危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の熔融等（準工業地域において立地不可）
	(2) 軽工業施設	原動機を使用する150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
	(3) サービス工業施設	原動機を使用する50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
	(4) 家内工業施設	50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
	(5) 自動車修理工場	自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	—	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	—	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設
16. 防衛施設	—	防衛施設
17. その他	—	仮設建築物その他1～16 に分類できない施設

注1) 複合用途の建物（商業系複合施設及び併用住宅を除く）については、主たる用途により分類する。
 注2) 店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅については、1/3以上が住宅のものとする。
 注3) 民間企業の研究所等で生産工程に付随するような施設である場合は、軽工業施設とする。